－　２０２７年度 第１回募集　－

豊岡市奨学金のしおり



豊岡市マスコット　コーちゃん

豊 岡 市 教 育 委 員 会

【問い合わせ先】
〒668-8666　兵庫県豊岡市中央町２番４号
豊岡市教育委員会　教育総務課　教育総務係
TEL　0796-23-1117　FAX　0796-24-4669
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.city.toyooka.lg.jp

豊岡市
TOYOOKA

― はじめに ―

豊岡市京町の武家屋敷に生まれ、独立自営の鉱業家として成功を納めた中江種造さん（1846年～1931年）は、「中江済学会」という育英基金を創設し、学者、弁護士、医師など多くの人材を育成されました。また、上水道事業における収益金の一部を奨学基金にという条件で、豊岡市上水道建設費を全額寄附されています。

豊岡市では、この収益金に基づき設立された奨学基金と、豊岡市の将来を担う人物の育成のために市民の方々からいただいた寄附金を基に奨学金制度を設けています。

奨学金は、奨学生のみなさんに貸与し、貸与を終了した方から奨学金を返還していただき、再び後輩の奨学金として活用する仕組みです。

奨学生のみなさんは、この奨学金を有効に活用して、さらに勉学に励んでいただくとともに、貸与が終了したあとは、後輩のみなさんが経済的な心配をすることなく、安心して勉学に励めるよう支えていくためにも、決められた期間内にきちんと奨学金を返還いただきますようお願いいたします。

この「奨学金のしおり」は、貸与を受けてから返還が完了するまでの手続きなどをまとめたものです。返還が完了するまで大切に保管するとともに、各種届の提出の際に活用してください。

目　次

◆　豊岡市奨学金生みの親中江種造翁の功績　・・・・・・・・　1

◆　豊岡市奨学金貸与状況　・・・・・・・・　2

１　奨学金の貸与について　・・・・・・・・　3

（１）　貸与の額
（２）　奨学生の資格
（３）　募集期間
（４）　貸与の決定
（５）　貸与の期間
（６）　貸与の方法
（７）　連帯保証人
（８）　貸与の辞退
（９）　貸与の廃止
(10)　貸与の休止
(11)　貸与継続の手続き

２　奨学金の返還について　・・・・・・・・　8

（１）　返還の期間及び方法
（２）　返還の猶予
（３）　減額返還
（４）　返還の督促
（５）　返還の免除

３　その他の諸届　・・・・・・・・　11

（１）　異動届
（２）　連帯保証人の変更

４　奨学生採用から返還完了までの流れ　・・・・・・・・　12

５　その他の奨学金制度（参考）　・・・・・・・・　13

◆　様式集　・・・・・・・・　14

豊岡市奨学金生みの親 中江種造翁の功績

上水道竣工までの経過

大正当時、豊岡町民は、円山川の表流水や各家庭で井戸を掘り飲料水を確保していた。しかし、河川水（表流水）は、不衛生であり、降雨の際は濁り水となって飲むに堪えない状況もしばしばあったことから、上水道敷設は町当局の大きな課題であった。

このような状況から、当時の町長である佐川恒太郎は、大正２年に上水道敷設計画を立てた。神戸市から水道技師佐野博士を嘱託し、地下水利用による深井戸方式による計画案を示し、町費12,500円を投じてこれを実行に移した。

その結果、水量も多く枯渇の心配もなくすべて良好であったが、図らずも付近の井戸の多くが枯渇するという問題が起こるとともに、戦争の勃発により鉄管が高騰し、予算の範囲内での着手が困難となり事業が頓挫した。

それでも、保健衛生上、上水道の敷設は急を要することから、大正8年に「二見の清水」を水源とし、神武山に貯水池を設け、自然流下方式により、各家庭に配水する案がまとまった。しかし、事業費が莫大この上ないことから、再び事業が頓挫してしまった。

そこで、当時の町長である由利三左衛門が、豊岡町出身で大阪において財をなしていた中江種造翁に寄附を懇願した。翁は、挙町一致の懇願であれば申出を受けようという結論に達し、330,000円（その後さらに計55,000円を追加、合計385,000円）を寄附した。町は翁の篤志に報いるため、寿公園に銅像を建立し、大正14年３月に翁の80才を祝い、像除幕式を行った。

これにより、豊岡市の上水道敷設は、県下で４番目（旧豊岡市）、全国で49番目（約3,300事業内）という輝かしい歴史と伝統を持つに至った。

参考文献　大正11年５月　「豊岡町水道敷設概要」
昭和15年９月　「中江種造傳　下」
昭和62年３月　「豊岡市史」下巻

豊岡市奨学金貸与状況

■2019年度

	人数	総額
高校生	0	0
高専生	0	0
短大生	2	1,071,600
大学生	10	5,358,000
計	12	6,429,600

■2020年度

	人数	総額
高校生	0	0
高専生	0	0
短大生	1	535,800
大学生	16	8,304,900
計	17	8,840,700

■2021年度

	人数	総額
高校生	1	118,800
高専生	0	0
短大生	0	0
大学生	16	8,572,800
計	17	8,691,600

■2022年度

	人数	総額
高校生	1	118,800
高専生	0	0
短大生	0	0
大学生	13	6,965,400
計	14	7,084,200

■2023年度

	人数	総額
高校生	1	118,800
高専生	0	0
短大生	0	0
大学生	10	4,822,200
計	11	4,941,000

■2024年度

	人数	総額
高校生	1	118,800
高専生	0	0
短大生	0	0
大学生	8	4,286,400
計	9	4,405,200

■2025年度

	人数	総額
高校生	3	356,400
高専生	0	0
短大生	0	0
大学生	9	4,822,200
計	12	5,178,600

■2026年度

	人数	総額
高校生	3	356,400
専門学生	1	535,800
短大生	1	535,800
大学生	11	5,893,800
計	16	7,321,800

１　奨学金の貸与について

（１）貸与の額

高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校・専修学校(高等課程)
　　・・・　月額　 9,900円
大学（短期大学を含む)・専修学校（専門課程）　・・・　月額　44,650円

※　貸与の額は、県立高校又は国立大学の授業料の額を基に算出しているため、各授業料の改定に伴い、年度によって貸与の額を変更する場合があります。

※　奨学金の貸与は無利子です。

（２）奨学生の資格

次の①～④のすべての要件を満たしている方

① 市に住所を有する者の子弟であること

② 学校教育法第１条に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、大学(短期大学を含む)、高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程、専門課程※)に在学していること、又は2027年度に入学予定であること。

〔専修学校(一般課程)、各種学校、大学校は該当しません。〕

③ 勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難であること。

④ 在学する学校の学校長の推薦があること。

※専修学校の専門課程については、次のいずれかに該当する課程に限ります。

ア　修了者が専門士又は高度専門士と称することができるものとして、文部科学大臣が認めた課程

イ　看護師資格取得後の保健師養成課程又は助産師養成課程

【経済状況の目安】

経済状況の基準は、本人の父母又はこれに代わって家計を支えている方の所得額又は市民税所得割額が、基準額以下であることを目安としています。

基準額等は、高校生及び専修学校生(高等課程)は「兵庫県高等学校教育振興会奨学資金」の基準を、高等専門学校、専修学校生(専門課程)及び大学生は「日本学生支援機構第一種奨学金」の基準を準用します。

ただし、申請者が多数の場合は、要件を備えている場合であっても、貸与が受けられないことがあります。

基準額及び特別控除額は、５、６ページに掲載しています。

（３）募集期間

２０２７年１月５日（火）～１月２９日（金）（土・日曜日及び祝日を除く）

※　願書は、教育委員会教育総務課または各振興局地域振興課総務係に提出してください。**（期日厳守。郵送の場合も１月29日必着）**

※　高等学校在学中に奨学金の貸与を受けた方で、大学等への進学のため引き続き奨学金の貸与を希望する方も、改めて願い出をする必要があります。

【高校生及び専修学校生(高等課程)】

「奨学生の生計を主に維持している方の総所得金額」 － 「特別控除額」
＝ 「収入基準額」以下であること

【 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金の基準を準用 】

■ 収入基準額

世帯人数	基準額
１人	105万円
２人	168万円
３人	193万円
４人	209万円
５人	224万円
６人	237万円
７人	249万円

※ 生計を主に維持している方（所得金額の最も多い方おひとり）の１年間の所得金額を基に算定します。

※ 収入基準額は、家族構成により異なります。

■ 特別控除額 （以下の①～⑦に該当する場合は、所得金額から所定の額を減じます）

事　情		特別控除額	
		自宅通学	自宅外通学
①母子・父子世帯		49万円	
②就学者（申込者本人を対象とする控除）	高校生（公立）	28万円	47万円
	高校生（私立）	41万円	60万円
	専修[高等課程]（公立）	17万円	27万円
	専修[高等課程]（私立）	37万円	46万円
③就学者（申込者以外の就学者のいる世帯を対象とする控除）	小学生	8万円	
	中学生	16万円	
	高校（公立）	28万円	47万円
	高校（私立）	41万円	60万円
	大学・短大（公立）	59万円	102万円
	大学・短大（私立）	101万円	144万円
	高専（公立）	36万円	55万円
	高専（私立）	60万円	80万円
	専修[高等課程]（公立）	17万円	27万円
	専修[高等課程]（私立）	37万円	46万円
	専修[専門課程]（公立）	22万円	62万円
	専修[専門課程]（私立）	72万円	112万円
④障害者がいる世帯	障害者1人につき	86万円	
⑤長期療養者がいる世帯	療養のための経常的に特別な支出をしている年間金額		
⑥主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額（上限71万円）		
⑦震災、風水害、火災その他の災害又は盗難などの被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額		

【高等専門学校生、専修学校生(専門課程)及び大学生】

奨学生の生計維持者の貸与額算定基準額が 189，400 円以下であること

※　生計維持者（父及び母、又はこれに代わって家計を支えている方）の**貸与額算定基準額合計**を基に算定します。

【　日本学生支援機構第一種奨学金の基準を準用　】

■　収入基準額

※貸与額算定基準額(a)＝(課税標準額)×6%－(市民税調整控除額)(b)
－(多子控除)(c)－(ひとり親控除)(d)－(私立自宅外控除)(e)(100円未満は切り捨て)

（ａ）市民税所得割が非課税の方は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が０円となります。

（ｂ）2026年１月１日現在、政令指定都市に居住していた方は、（市民税調整控除額）に３/４を乗じた額となります。

（ｃ）生計維持者が２人を超える子どもを扶養している場合、２人を超える子ども１人につき40,000円を控除します。
（例）生計維持者が「申請者本人」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の３人を扶養している場合の控除額は、(３－２)人×40,000円＝40,000円となります。

（ｄ）ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

（ｅ）申請者本人が、私立の大学、短期大学、専修学校（専門課程）又は高等専門学校に在学し、2027年度も引き続き在学する予定で、かつ自宅外通学の場合は、22,000円を控除します。



（４）貸与の決定

貸与の決定は、奨学生願書や奨学生推薦調書等の提出書類を基に、「学業・人物・経済状況」を総合的に審査し、奨学生を決定します。

2027年度の４月に入学又は進級した後、速やかに在学証明書を提出してください。

※　貸与の決定を受けた方が、2027年度の４月に入学又は進級しなかった場合は、奨学金の貸与を開始することができません。すでに奨学金の貸与を受けている場合は、返還していただきます。

（５）貸与の期間

奨学金の貸与期間は、貸与を受ける年度の４月から、奨学生が在学する学校の正規の修業期間が終了する月までです。

（６）貸与の方法

４月、７月、10月及び１月の各月５日（５日が土・日曜日及び祝日の場合は翌営業日）に、当該年度分を３か月分ずつまとめて奨学生本人の口座に振り込みます。

ただし、新規貸与者の初年度は、４月から６月までの３か月分を４月26日に振り込みます。

（７）連帯保証人

奨学金の貸与を受けるためには、貸与決定後、連帯保証人を立てて、借用証書を提出しなければなりません。

連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金を返還する義務を負うものであり、奨学生が返還をしないときは、奨学生の代わりに返還していただくこととなります。

連帯保証人は、原則として、次の①～③のすべてに該当する奨学生の父又は母１名としています。（父母がいない場合は、その奨学生の主たる生計維持者又は別生計の４親等以内の親族で未成年者でない方で１名）

①　市に住所を有している
②　独立した生計を営んでいる
③　市税等の滞納がない

なお、奨学生の父母で上記の要件を満たしていないときは、奨学生の父又は母１名と、上記①～③の要件を満たす別生計の４親等以内の親族で未成年者でない方１名としています。

【要件に該当する方がないときは、教育総務課にご相談ください。】

※　同一世帯以外の方が連帯保証人になる場合には、当該連帯保証人の住民票と所得証明を添付してください。

（８）貸与の辞退

奨学金の全部又は一部を辞退される場合は、奨学金辞退届（様式第５号）を提出してください。

（９）貸与の廃止

奨学生が次の①～⑥のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。該当する事由が発生した場合は、直ちに奨学金辞退届（様式第５号）又は異動届（様式第６号）を提出してください。

① 死亡したとき
② 負傷又は疾病のため修業の見込みがないとき
③ 転学、停学、又は退学したとき
④ 奨学生の保護者が他の市町村に転出したとき
⑤ 奨学生として不適当であるとき
⑥ その他、奨学金を必要としなくなったとき

なお、すでに廃止期間に係る奨学金の貸与を受けているときは、当該奨学金を直ちに返戻いただくこととなります。

(10) 貸与の休止

奨学生が休学したときは、休学した月の翌月から復学した月の前月分まで、奨学金の貸与を休止します。休学または復学される方は、異動届（様式第６号）を提出してください。

なお、すでに休止期間に係る奨学金の貸与を受けているときは、当該奨学金を直ちに返戻いただくこととなります。

(11) 貸与継続の手続き

貸与中の奨学生は、翌年度も引き続き貸与を希望するときは、毎年「在学証明書」と「近況報告書」を提出していただく必要があります。

なお、必要書類を提出されないときは、貸与を廃止することがあります。

２　奨学金の返還について

（１）返還の期間及び方法

卒業、辞退等の事由により貸与が終了した月の６か月経過後から10年間の月賦均等償還（毎月返還）が始まります。

返還金は、事前に送付する納付書により、毎月25日までに返還していただきます（３月に貸与が終了した場合、その年の10月25日が初回の返還期日となります)。納付書に記載のある納入場所として指定された金融機関の最寄りの窓口で納付してください。

返還金は、後輩の奨学金の原資となりますので、必ず期日までに返還して

ください。

※　繰上返還をご希望の方はご相談ください。

※　銀行口座振込をご希望の方は、事前にご連絡の上、次の振込口座へお振込みください。（ただし、手数料が必要です。）

【振込口座】

金融機関　：　但馬銀行　本店営業部
預金種別　：　普通
口座番号　：　４６８９９９１
口座名義　：　豊岡市会計管理者（トヨオカシカイケイカンリシヤ）

■■　平成27年度以前に貸与を開始した奨学生の皆さんへ　■■

前記（１）、（２）の返還期間及び返還方法は、平成28年度以降に貸与を決定した奨学生から適用する内容となっています。

平成27年度以前に貸与を開始した奨学生の皆さんは、貸与開始時に提出いただいた【奨学金借用証書】に記載の返還期間（返還開始時期）及び返還方法（年賦・半年賦）により、返還いただきます。

なお、分割納付を希望の方はご相談ください。

（２）返還の猶予

返還が終了しないうちに、進学や疾病などの特別な事情で返還が困難となった場合は、返還の猶予を受けることができます。

特に、進学で返還が困難になる場合は、返還期日までに返還猶予の手続きを行ってください。手続きが遅れると、希望の時期での猶予が認められない場合があります。

なお、失業・就職準備中などの理由は、返還猶予の対象とはなりませんので、連帯保証人と協力して遅滞なく返還してください。

（ア）返還猶予の理由及び提出書類

返還猶予の申請は、奨学金返還猶予願（様式第７号）に、申請理由の証明書を添付して提出してください。

申請理由	添付書類	証明発行者	猶予期間
大学等への進学	在学証明書	在学する学校長	在学期間中 （毎年在学証明書を提出）
疾病	医師の診断書	医師	１年間（１年ごとに申請）

※ 上記のほか、特別な事情により返還猶予を希望される方はご相談ください。

※ 進学を理由に猶予を受け、その後進学先の学校を休学・復学・転学・停学・退学した場合は、直ちに異動届（様式第６号）を提出してください。なお、退学した場合は、退学した月までで返還の猶予を終了します。

（イ）返還猶予の対象となる学校

返還猶予の対象となる進学先の学校は、大学、短期大学、大学院、又はこれらと同程度の学校としています。（次ページに具体例を記載）

■ 学校教育法に定める学校、専門学校、各種学校

■ 修学年数や履修時間等に特別の規定がある学校

（職業能力開発短期大学校・職業能力開発大学校・海上技術短期大学校・海技大学校・水産大学校・航空大学校・農業大学校・防衛大学校・防衛医科大学校・海上保安大学校・気象大学校・航空保安大学校・国立看護大学校
このほか、都道府県、職業訓練法人、学校法人が設置する大学校）

（３）減額返還

奨学金の貸与が終了した後、返還期間が開始するまでに就職できず、奨学金の返還が困難な場合で、教育委員会が認めたときは、返還期間の当初から２年間、本来の割賦金額を半額に減額して返還することができます。減額した割賦金額は、適用期間の半分の月数を支払期間として追加して返還いただきます。

なお、適用期間の短縮を希望されるときは、申し出を受け付けた日の翌月の返還期日分から本来の割賦金額で返還いただきます。

減額返還の申請は、第１回返還期日の30日前までに、奨学金減額返還願（様式第７号の２）に必要書類を添付して提出してください。

この制度は、返還期間の開始までに就職できず、求職活動中の方を対象としています。
申請期限（第１回返還期日の30日前）までに書類を提出されなかった方や返還期間中に失業した方などは、減額返還の適用を受けることはできません。連帯保証人と協力して返還してください。

（４）返還の督促

奨学生本人は、責任をもって奨学金を返還しなければなりません。返還期日を過ぎても返還がない場合は、滞納者に督促状を送付するとともに、連帯保証人に遅延状況をお知らせします。

なお、督促を行っても返還がなく、何ら反応が無い場合は、本人に対し催告を行うとともに、連帯保証人にも返還を請求いたします。

（５）返還の免除

奨学生本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき、あるいは身体又は精神に著しい障害を受けたことなどにより返還ができなくなったときは、連帯保証人に返還金の残額を返還していただくこととなります。

ただし、連帯保証人にも返還できない事情があるときは、返還残額の全部又は一部を免除することがあります。

返還免除の申請は、奨学金返還免除願（様式第８号）に、申請理由を証明する書類を添付して提出してください。

３　その他の諸届

（１）異動届

奨学金の貸与中又は返還中に次の事由が生じたときは、それぞれ該当する書類を速やかに提出してください。（郵送可）

事　　由	提出様式	添付書類	備　　考
休　　学	異動届 （様式第6号）	休学期間が分かる書類	休学期間中は貸与を休止します
復　　学		復学を証明する書類	復学した月から貸与を再開します
転　　学	奨学金辞退届 （様式第5号）	転学を証明する書類	転学・停学・退学した月の翌月から貸与を廃止します
停　　学	異動届 （様式第6号）	停学を証明する書類	
退　　学	奨学金辞退届 （様式第5号）	退学を証明する書類	
住所・氏名の変更 （本人･保護者･連帯保証人）	異動届 （様式第6号）	住所・氏名等の変更が分かる書類	住民票、運転免許証の写しなどを添付

（２）連帯保証人の変更

奨学金の貸与中又は返還中に連帯保証人が次の①～③のいずれかに該当することとなったときは、奨学生は、連帯保証人を変更する手続きを行ってください。

① 連帯保証人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
② 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき
③ その他、連帯保証人を変更しなければならない事由があるとき

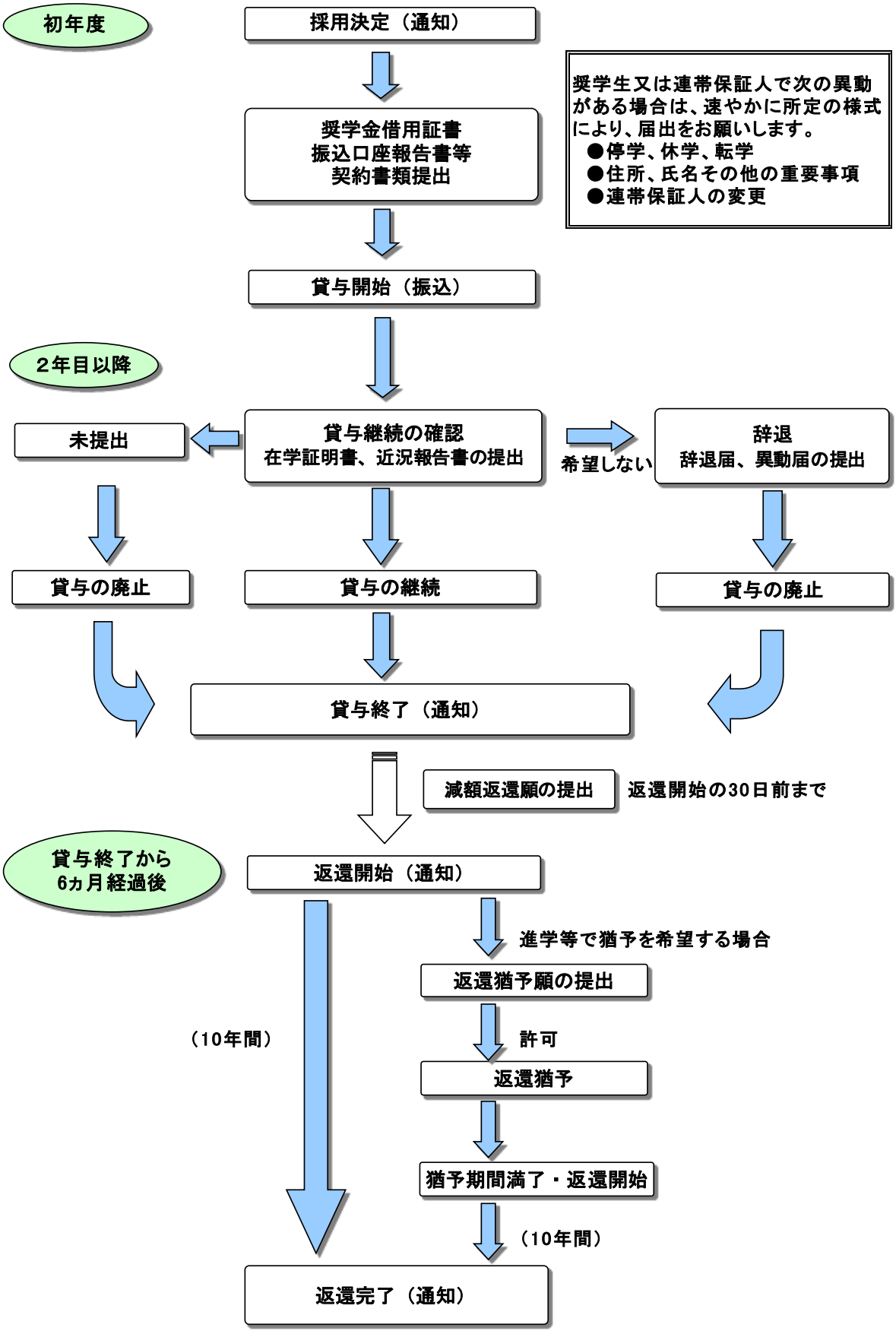
特に、①に該当するときは、連帯保証人の相続人全員が連帯保証債務を負うことになりますので、速やかに手続きをお願いします。

なお、連帯保証人の要件は、７ページに記載していますので、ご確認の上、手続きを行ってください。

連帯保証人を変更されるときは、奨学生本人及び新連帯保証人がそれぞれ自署し、新連帯保証人が実印を押印した連帯保証人変更届（様式第６号の２）に、次の書類を添付して提出してください。

○　新連帯保証人の印鑑登録証明書
○　新連帯保証人が同一世帯以外の場合は、新連帯保証人の住民票・所得証明書

4　奨学生採用から返還完了までの流れ



５　その他の奨学金等支援制度（参考）

詳細は、各機関へ直接お問い合わせください。

機関名・問合せ先	支援制度の内容		併用
	高校生	大学生	
豊岡市 市長公室 経営企画課 交通政策室 〒668-8666 豊岡市中央町2-4 電話　0796-21-9022 http://www.city.toyooka.lg.jp E-mail：koutsuu@city.toyooka.lg.jp	**豊岡市高校生通学バス定期補助（支給）** 1ヵ月あたりの通学バス定期券の購入金額が1万5千円を超える場合に、その超える額を補助	同様の補助又は応分の給付がある場合は、補助を受けることができません。	一部不可
（公財）兵庫県高等学校教育振興会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通3-6-10 みなと元町Uビル4階 電話　078-361-6640 FAX　078-361-6677 https://pure.ne.jp/syougaku/ ＜申込先＞ 手続きは学校を通じて行います。 予約募集で不採用となった場合も、高校入学後に、再度申請できます。	**奨学資金貸与（無利子）** 公立・自宅　　月額　18,000円 公立・自宅外　月額　23,000円 私立・自宅　　月額　30,000円 私立・自宅外　月額　35,000円 ※　高等学校のほかに、高等専門学校及び専修学校（高等課程）も対象になります。 **通学交通費貸与（無利子）** 1ヵ月あたりの通学定期券の額に応じ、月額5,000円～45,000円 **電動アシスト自転車購入費貸与（無利子）** 10万円（1回限り） **タブレット端末等購入費等貸与（無利子）** ９万円（１回限り）	豊岡市奨学金との併用は可能です。 ただし、次の奨学金等とは併用できません。 ①日本学生支援機構奨学金 ②母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金 ③勤労生徒奨学資金 ④特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金	一部不可
（公社）兵庫県私学振興協会 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番13号 電話　078-515-6760 FAX　078-515-6870 ＜申込先＞※当該校受験日までに申込み 県内の私立高校入学希望者⇒入学希望の私立高校へ 県外の私立高校入学希望者⇒兵庫県私学振興協会へ	**私立高等学校入学資金貸付（無利子）** 1人　30万円以内 ※　入学金・施設拡充費等の入学時納付金が対象　（授業料、教科書、制服代等は対象外）		可
独立行政法人日本学生支援機構 http://www.jasso.go.jp ＜申込先＞ 希望する方は在学する学校の奨学金窓口へご相談ください。		**貸与：第一種奨学金（無利子）** 月額　20,000円～ 国公立・自宅　　最高月額　45,000円 国公立・自宅外　最高月額　51,000円 私立・自宅　　最高月額　54,000円 私立・自宅外　最高月額　64,000円 ※　短期大学、専修学校（専門課程）は 貸与金額が異なります。 **貸与：第二種奨学金（有利子）** 次の金額から選択 月額　2万円～12万円（1万円単位） **貸与：第一種・第二種奨学金併用(有利子)** 第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けること（併用貸与）ができます。 **給付奨学金** 国公立・自宅　　7,300円～29,200円 国公立・自宅外　16,700円～66,700円 私立・自宅　　9,600円～38,300円 私立・自宅外　19,000円～75,800円	可
豊岡市 こども未来部 こども支援課 〒668-8666 豊岡市中央町2-4 電話　0796-21-9038 FAX　0796-29-0054 https://www.city.toyooka.lg.jp E-mail:kodomomiraiouen@city.toyooka.lg.jp	**母子父子寡婦福祉資金貸付金（無利子）** **修学資金** 月額52,500円以内 **就学支度資金** 420,000円以内 ※貸付限度額は、学校種別（公立・私立）や通学形態（自宅・自宅外）により異なる。 上記金額は、私立の学校で自宅外通学の場合のもの。	**母子父子寡婦福祉資金貸付金（無利子）** **修学資金** 短大：月額131,000円以内 大学：月額146,000円以内 **就学支度資金** 590,000円以内 ※貸付限度額は、学校種別（公立・私立）や通学形態（自宅・自宅外）により異なる。 上記金額は、私立の学校で自宅外通学の場合のもの。 ※高等専門学校、大学院等は金額が異なる。	差額利用となる場合あり
豊岡市社会福祉協議会 〒668-0045 豊岡市城南町23-6 電話　0796-23-2573（本所・豊岡センター） FAX　0796-24-4511（本所・豊岡センター） https://www.toyooka-wel.jp/ 【各地区センター連絡先】 城崎　電話　0796-32-4503 竹野　電話　0796-47-1423 日高　電話　0796-42-0100 出石　電話　0796-52-3024 但東　電話　0796-54-0181	**生活福祉資金** **教育支援資金貸付　（無利子）** **教育支援費**　（限度額の特例制度あり） 月額　35,000円以内 **就学支度費**　500,000円以内	**生活福祉資金** **教育支援資金貸付　（無利子）** **教育支援費**　（限度額の特例制度あり） 高専・短大　月額　60,000円以内 大学　月額　65,000円以内 **就学支度費**　500,000円以内	必須
	※　生活福祉資金は、他の融資・給付制度の相談又は利用が必要です。（他制度優先） ※　他制度を利用できるにもかかわらず、これらの制度を利用せずに貸付を受けることはできません。 ＜他制度＞　・日本学生支援機構奨学金 ・母子父子寡婦福祉資金 ・兵庫県高等学校教育振興会奨学資金 ・各学校独自の奨学金、地方自治体独自の奨学制度　など		

様　式　集

【様式集および記入例】

事　由	提出様式	添付書類	しおり関連ページ
退　　学	奨学金辞退届（様式第５号）	退学を証明する書類	Ｐ７、８
転　　学	奨学金辞退届（様式第５号） 異動届（様式第６号）	転学を証明する書類	
停　　学		停学を証明する書類	
休　　学	異動届（様式第６号）	休学期間が分かる書類	Ｐ８
復　　学		復学を証明する書類	
住所・氏名の変更 （本人･保護者･連帯保証人）		住所・氏名等の変更が分かる書類（住民票、運転免許証の写し　など）	Ｐ11
連帯保証人の変更	連帯保証人変更届（様式第６号の２）	※新連帯保証人のみ 印鑑登録証明書、所得課税証明書、住民票　　など	Ｐ11
返還猶予申請	奨学金返還猶予願（様式第７号）	進学…在学証明書 疾病…医師の診断書	Ｐ９
減額返還申請	奨学金減額返還願（様式第７号の２）	健康保険証、就職活動状況が分かる書類	Ｐ10
返還免除申請	奨学金返還免除願（様式第８号）	死亡…住民票 障害…身体障害者手帳等の写し	Ｐ10

※　手続きの詳細は、「豊岡市奨学金のしおり」をご覧ください。（関連ページ参照）

※　様式は、豊岡市ホームページにも掲載しています。

様式第５号(第８条関係)

奨　学　金　辞　退　届

決定番号　第　　号

学　校　名
奨学生氏名

奨学金の貸与について辞退したいので届けます。

年　　月　　日

豊岡市教育委員会　　様

本　　人　住　所
氏　名　　㊞
連帯保証人　住　所
氏　名　　㊞
連帯保証人　住　所
氏　名　　㊞
※本人及び連帯保証人それぞれによる署名又は記名押印

1　辞退期日　　年　　月　　日

2　辞退理由

記入例

様式第５号(第８条関係)

奨　学　金　辞　退　届

決定番号　第　　号

学　校　名　　**○△大学**
奨学生氏名　　**豊岡　花子**

奨学金の貸与について辞退したいので届けます。

△年　**△**月　**△**日

豊岡市教育委員会　　様

本　　人　住　所　**○○市××町△△番地**
　　氏　名　**豊岡　花子**　豊岡
連帯保証人　住　所　**△△市○○町××番地**
　　氏　名　**豊岡　太郎**　豊岡
連帯保証人　住　所　**△△市○○町××番地**
　　氏　名　**豊岡　一郎**　豊岡

※本人及び連帯保証人それぞれによる署名又は記名押印

1　辞退期日　　**×**年　**×**月　**×**日

2　辞退理由　　**退学したため。他の奨学金を利用するため。・・・など**

※退学の場合、理由を簡単に記入してください。

様式第6号(第11条関係)

異　　動　　届

決定番号　第　　号

学　校　名
奨学生氏名

下記により異動しましたので届けます。

年　　月　　日

豊岡市教育委員会　　様

本　　人　住　所
　　氏　名
連帯保証人　住　所
　　氏　名
連帯保証人　住　所
　　氏　名

記

1　異動事項

2　異動理由

※　上記を証明できる書類を添付すること。

記入例

様式第 6 号(第 11 条関係)

異　　動　　届

決定番号　第　**555**　号

学　校　名　　**○　△　大学**
奨学生氏名　　**豊　岡　　花　子**

下記により異動しましたので届けます。

□　年　**△**　月　**○**　日

豊岡市教育委員会　　様

本　　人　住　所　**○○市××町△△番地**
　　氏　名　**豊　岡　　花　子**
連帯保証人　住　所　**○○市××町△△番地**
　　氏　名　**豊　岡　　太　郎**
連帯保証人　住　所　**○○市××町△△番地**
　　氏　名　**豊　岡　　一　郎**

記

1　異動事項　　**住所の変更　（新住所　××市○○町◇□番地）**

2　異動理由　　**転居したため**

※　上記を証明できる書類を添付すること。

○転　　居･･･住民票又は免許証や学生証の写しなど、本人氏名と新住所が記載された証明書を添付（新住所に届いた郵便物も可）
○氏名変更･･･住民票（本籍など全部事項記載のもの）を添付

様式第６号の２（第11条の２関係）

連　帯　保　証　人　変　更　届

年　　月　　日

豊岡市教育委員会　　様

奨学生　住　　所

氏　　名

電話番号（　　）　　－

次のとおり連帯保証人を変更しますので届け出ます。

本届け出により、新連帯保証人が債務を引き受け、旧連帯保証人は債務保証関係から脱退し、新連帯保証人は連帯保証債務を本人と連帯して履行することを誓約いたします。

<table>
<tr><td rowspan="6">奨学金の内容</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>契 約 日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>貸与期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>貸与金額</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>返還残高</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>返還期限</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="11">新連帯保証人
（本人自署）</td><td>住　　所</td><td colspan="3">（〒　　－　　）</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td>本人との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td>㊞
（印鑑登録した印）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3">（自宅）　－　－　（携帯）　－　－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">勤 務 先</td><td>住　　所</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3">（〒　　－　　）</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td>本人との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td>㊞
（印鑑登録した印）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3">（自宅）　－　－　（携帯）　－　－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">勤 務 先</td><td>住　　所</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2">（　　）　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">脱 退 す る
旧連帯保証人</td><td>住　　所</td><td colspan="3">（〒　　－　　）</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3">（〒　　－　　）</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変 更 理 由</td><td colspan="4">【該当する理由の番号に〇印】
１　死亡
２　失踪宣告
３　破産開始手続の決定
４　その他（　　）</td></tr>
</table>

様式第６号の２（第 11 条の２関係）

記入例

連　帯　保　証　人　変　更　届

□ 年 △ 月 ○ 日

豊岡市教育委員会　　様

奨学生　住　　所　**○○市××町△△番地**

氏　　名　**豊 岡 花 子**

電話番号　**（0000）　00　－　0000**

次のとおり連帯保証人を変更しますので届け出ます。
本届け出により、新連帯保証人が債務を引き受け、旧連帯保証人は債務保証関係から脱退し、新連帯保証人は連帯保証債務を本人と連帯して履行することを誓約いたします。

奨学金の内容	名　　称	**豊岡市奨学金**		
	契 約 日	**○○年△月□□日**		
	貸与期間	**○○年4月～△△年3月**		
	貸与金額	**□，□□□，□□□円**		
	返還残高	**△△△，△△△円**		
	返還期限	**○○年△月□□日**		
新連帯保証人（本人自署）	住　　所	（〒000－0000） **○○市△△町□□番地**		
	フリガナ	**トヨオカ ジロウ**	本人との続柄	**叔父**
	氏　　名	**豊 岡 次 郎**　（印鑑登録した印）		
	電話番号	（自宅）**0000－00－0000**　（携帯）**000－0000－0000**		
	勤 務 先	住　　所	（〒000－0000） **○○市□□町△△番地**	
		名　　称	**㈱ ○○○○**	
		電話番号	**（0000）　00　－　0000**	
	住　　所	（〒　　－　　）		
	フリガナ		本人との続柄	
	氏　　名	㊞ （印鑑登録した印）		
	電話番号	（自宅）　－　　－　　（携帯）　－　　－		
	勤 務 先	住　　所	（〒　　－　　）	
		名　　称		
		電話番号	（　　）　　－	
脱退する旧連帯保証人	住　　所	（〒000－0000） **○○市××町△△番地**		
	氏　　名	**豊 岡 太 郎**		
	住　　所	（〒　　－　　）		
	氏　　名			
変 更 理 由	【該当する理由の番号に○印】 (1) 死亡 2　失踪宣告 3　破産開始手続の決定 4　その他（　　）			

・必ず連帯保証人本人が自署し、印鑑登録した印を押印すること。
・印鑑登録証明書を添付すること。

豊岡

様式第7号(第14条関係)

決定番号　第　　号

奨 学 金 返 還 猶 予 願

次のとおり奨学金の返還を猶予していただきたくお願いいたします。

1　貸与を受けた奨学金の総額　　金　　円

2　貸与を受けた月額及び期間　　月額　　円

年　月から　年　月まで

3　返還した金額及び期間　　金　　円

年　月から　年　月まで

4　返還猶予申請の期間　　年　月から　年　月まで

5　返還猶予の理由

6　添付書類

年　月　日

豊岡市教育委員会　　様

本　人　住　所
氏　名　　㊞
連帯保証人　住　所
氏　名　　㊞
連帯保証人　住　所
氏　名　　㊞

※本人及び連帯保証人それぞれによる署名又は記名押印

記入例

様式第７号(第 14 条関係)

決定番号　第　**555**　号

奨 学 金 返 還 猶 予 願

次のとおり奨学金の返還を猶予していただきたくお願いいたします。

1　貸与を受けた奨学金の総額　　金　**237,600**　円

2　貸与を受けた月額及び期間　　月額　**9,900**　円

□□　年　**4**　月から　**△△**　年　**3**　月まで

3　返還した金額及び期間　　金　**0**　円

年　月から　年　月まで

4　返還猶予申請の期間　　**○○**　年　**4**　月から　**△△**　年　**3**　月まで

5　返還猶予の理由

大学進学のため

6　添付書類　　**在学証明書**

○　年　**□**　月　**×**　日

豊岡市教育委員会　　様

本　　人　住　　所　**○○市××町△△**

豊岡

氏　　名　**豊　岡　花　子**

連帯保証人　住　　所　**○○市××町△△番地**

氏　　名　**豊　岡　太　郎**

豊岡

連帯保証人　住　　所　**○○市××町△△番地**

氏　　名　**豊　岡　一　郎**

豊岡

※本人及び連帯保証人それぞれによる署名又は記名

様式第７号の２(第14条の２関係)

決定番号　第　　号

奨 学 金 減 額 返 還 願

次のとおり奨学金の返還を減額していただきたくお願いいたします。

1　貸与を受けた奨学金の総額　　金　　円

2　貸与を受けた月額及び期間　　月額　　円

年　　月から　　年　　月まで

3　当初の割賦金の額及び期間　　年額・半年額・月額　金　　円

年　　月から　　年　　月まで

4　減額した後の割賦金の額　　年額・半年額・月額　金　　円

5　割賦金の減額を希望する期間　　年　　月から　　年　　月まで

6　申請の理由

7　添付書類

年　　月　　日

豊岡市教育委員会　　様

本　　人　住　　所
氏　　名　　㊞
連帯保証人　住　　所
氏　　名　　㊞
連帯保証人　住　　所
氏　　名　　㊞

※本人及び連帯保証人それぞれによる署名又は記名押印

記入例

様式第７号の２（第14条の２関係）

決定番号　第　**555**　号

奨 学 金 減 額 返 還 願

次のとおり奨学金の返還を減額していただきたくお願いいたします。

1　貸与を受けた奨学金の総額　　金　**〇，〇〇〇，〇〇〇**　円

2　貸与を受けた月額及び期間　　月額　**□□，□□□**　円

△△　年　**4**　月から　**××**　年　**3**　月まで

3　当初の割賦金の額及び期間　　年額・半年額・（月額）　金　**△△，△△△**　円

〇〇　年　**〇**　月から　**□□**　年　**□**　月まで

4　減額した後の割賦金の額　　年額・半年額・（月額）　金　**××，×××**　円

5　割賦金の減額を希望する期間　**〇〇**　年　**〇**　月から　**△△**　年　**△**　月まで

6　申請の理由

卒業後、就職活動をしているが、現在まで就職先が決まらず、返還が困難なため

7　添付書類　**健康保険証の写し、就職活動状況が分かる書類　など**

□□　年　**〇**　月　**△**　日

豊岡市教育委員会　　様

本　　人　住　　所　**〇〇市××町△△**　豊岡

氏　　名　**豊 岡 花 子**

連帯保証人　住　　所　**〇〇市××町△△番地**

氏　　名　**豊 岡 太 郎**　豊岡

連帯保証人　住　　所　**〇〇市××町△△番地**

氏　　名　**豊 岡 一 郎**　豊岡

※本人及び連帯保証人それぞれによる署名又は記名

様式第8号(第15条関係)

決定番号　第　　号

奨 学 金 返 還 免 除 願

次のとおり奨学金の免除していただきたくお願いいたします。

1　貸与を受けた奨学金の総額　　金　　円

2　貸与を受けた月額及び期間　　月額　　円

年　　月から　　年　　月まで

3　返還した金額及び期間　　金　　円

年　　月から　　年　　月まで

4　返還免除の理由

5　添付書類

年　　月　　日

豊岡市教育委員会　　様

本　　人　住　所

氏　名　　㊞

連帯保証人　住　所

氏　名　　㊞

連帯保証人　住　所

氏　名　　㊞

※本人及び連帯保証人それぞれによる署名又は記名押印

記入例

様式第8号(第15条関係)

決定番号　第　**555**　号

奨 学 金 返 還 免 除 願

次のとおり奨学金の免除していただきたくお願いいたします。

1　貸与を受けた奨学金の総額　　金　**237,600**　円

2　貸与を受けた月額及び期間　　月額　**9,900**　円

〇〇　年　**4**　月から　**△△**　年　**3**　月まで

3　返還した金額及び期間　　金　**0**　円

年　月から　年　月まで

4　返還免除の理由

交通事故で重度の肢体不自由となり就業困難なため

5　添付書類　　**医師の診断書、身体障害者手帳の写し　など**

□　年　〇　月　×　日

豊岡市教育委員会　　様

本　人　住　所　**〇〇市××町△△番**　豊岡

氏　名　**豊 岡 花 子**　㊞

連帯保証人　住　所　**〇〇市××町△△番地**

氏　名　**豊 岡 太 郎**　豊岡

連帯保証人　住　所　**〇〇市××町△△番**

氏　名　**豊 岡 一 郎**　豊岡

※本人及び連帯保証人それぞれによる署名又は記[illegible]印